

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市消防局 救急部長
市民生活部長

自治会が設置する AED の「まちかど AED」への登録について（依頼）

皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

消防局では、緊急時における AED の活用を促進することで一人でも多くの命を救うために「まちかど救急ステーション事業」（別紙チラシ参照）を実施しており、地域に設置された AED を「まちかど AED」としてご登録いただくことを推進しています。（令和 7 年 4 月 1 日現在、校区自治会・単位自治会合わせて 77 ヶ所ご登録いただいています。）

この度、当該事業の更なる普及促進を目的に、自治会（単位自治会を含め）様の AED 設置状況を調査させていただきたく、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出書類 別紙「AED 設置施設一覧」
2. 提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）
3. 提出先 市民協働課又は各区自治推進課

※ご回答いただいた施設につきましては、後日、消防局担当者より「まちかど AED」について、個別に事業内容等の説明及び登録依頼をさせていただきます。

※既に「まちかど AED」登録済みの AED につきましては、今回ご報告いただく必要はございません（別紙「まちかど AED 登録済み施設一覧」参照）。

（問合せ先）

「まちかど AED」について

担当課 堺市消防局 救急部 救急課

担当者 四ヶ所（しかしよ）、高田

TEL (072) 238-6049/FAX (072) 221-9740

「AED 設置施設一覧表」について

担当課 市民人権局 市民生活部 市民協働課

担当者 中島、佐伯

TEL (072) 228-7405/FAX (072) 228-0371

AED設置施設一覧

別紙

校区名

代表者名

・校区自治連合会又は単位自治会で所有・管理するAEDの設置施設についてご記入ください(別紙「登録済み施設一覧表」に掲載済の施設は、記入不要です)。
・一覧に記載いただいた施設には、消防局より「まちかどAED」について個別に事業内容等の説明及び登録依頼をさせていただきます。

	設置場所住所	管理自治会名 (校区自治連合会又は単位自治会名)	担当者名・連絡先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※取得した個人情報は上記目的の範囲内でのみ使用し、個人情報保護法に基づき厳重な管理を徹底します。

まちかどAED登録済み施設一覧

	設置施設種別	区域	設置施設名	設置場所	所在地	使用可能日	使用可能時間
1	自治会館・地域会館等	堺	錦西校区地域会館	1階玄関ホール内	堺市堺区桜之町西3-3-5	月、水、金	10時00分～12時00分
2	自治会館・地域会館等	堺	錦綾地域会館	1階玄関	堺市堺区南清水町1-1-3	月・火・水・金 会館使用时	10時00分～17時00分
3	自治会館・地域会館等	堺	錦地域会館	1階玄関の正面	堺市堺区神明町東1-2-30	会館使用时	会館使用时
4	自治会館・地域会館等	堺	浅香山校区地域会館	1階玄関内	堺市堺区浅香山町1-5-5	火～土 または会館使用时のみ可能	9時00分～15時00分
5	自治会館・地域会館等	堺	けやき会館	1階エントランスホール	堺市堺区向陵西町1-1-9	ほぼ毎日（会館利用がない場合は施錠しています）	会館使用时のみ（9時00分～21時00分）
6	自治会館・地域会館等	堺	三国丘校区地域会館	1階ホール	堺市堺区北三国ヶ丘町3-1-39	会館使用时のみ	会館使用时のみ
7	自治会館・地域会館等	堺	安井校区地域会館	1階玄関ホール	堺市堺区賑町3-2-12	会館使用时	会館使用时
8	自治会館・地域会館等	堺	少林寺校区地域会館（桐栄荘）	1階 玄関前入口前 壁掛け設置	堺市堺区南旅籠町東4-1-23	毎日	24時間
9	自治会館・地域会館等	堺	大仙校区地域会館	1階玄関内	堺市堺区大仙中町16-1	月・金 会館使用时	9時30分～11時30分
10	自治会館・地域会館等	堺	湊西第10自治会集会所	1階玄関外（屋外）	堺市堺区柏木町1-1-31	毎日	24時間
11	自治会館・地域会館等	堺	湊西自治会館	1階玄関ホール内	堺市堺区出島町2-7-43	会館使用时	会館使用时
12	自治会館・地域会館等	堺	英彰校区ふれあいセンター	1階玄関内	堺市堺区寺地町西4-1-1	会館使用日	会館使用时のみ
13	自治会館・地域会館等	中	東百舌鳥校区地域会館	1階玄関入って左側	堺市中区大野芝町165-1	会館使用时	会館使用时
14	自治会館・地域会館等	中	土師町自治会館	2階正面入口前（屋外）	堺市中区土師町1-31-11	毎日	24時間
15	自治会館・地域会館等	中	深井清水会館	1階エントランスホール内北側壁面	堺市中区深井清水町3255	月～日（木曜日は除く）可能	9時00分～13時00分
16	自治会館・地域会館等	中	深井校区地域会館	1階玄関内	堺市中区深井北町3326-2	月・火・木と会館使用时	14時30分～19時45分
17	自治会館・地域会館等	中	深井北町会館	1階ホール	堺市中区深井中町9	毎日（火曜日以外）	9時00分～17時00分
18	自治会館・地域会館等	中	久世校区老人集会所（竹馬荘）	1階入口横	堺市中区平井326	会館使用日	会館使用时のみ
19	自治会館・地域会館等	中	東陶器地域会館	1階玄関入口	堺市中区陶器北661-3	月～金（休日を除く）	10時00分～16時00分
20	自治会館・地域会館等	中	福田地域会館	1階正面玄関内	堺市中区福田1135	会館使用时	会館使用时
21	自治会館・地域会館等	中	西陶器校区地域会館	1階玄関内	堺市中区辻之1147-95	会館使用时	会館使用时
22	自治会館・地域会館等	中	堀上町会館	1階エントランスホール 大ホール入口左側	堺市中区堀上町334-1	会館解放時（不定期）	会館解放時間内
23	自治会館・地域会館等	中	八田荘町町内会館	1階玄関ホール	堺市中区八田寺町150-1	会館解放時（不定期）	会館解放時間内
24	自治会館・地域会館等	中	八田荘西校区地域会館	1階玄関内	堺市中区八田西町2丁7-31	会館使用时	会館使用时
25	自治会館・地域会館等	東	南八下校区自治連合会	1階玄関	堺市東区菩提町2-49-4	月～金（休日・不定休日を除く）	9時00分～12時00分
26	自治会館・地域会館等	東	八下西校区地域会館	1階ロビー	堺市東区引野町1-7-83	月～金（休日・不定休日を除く）可能	9時00分～12時00分
27	自治会館・地域会館等	東	初芝会館	1階エントランスホール南側壁面	堺市東区日置荘西町2-22-12	会館使用时のみ	会館使用时のみ
28	自治会館・地域会館等	東	日置荘西町東部会館	1階事務所前	堺市東区日置荘西町3-12-1	木曜日以外は可能日	月、火、土、日 9時00分～18時00分 水、金 9時00分～21時00分
29	自治会館・地域会館等	東	日置荘西町西部会館	正面玄関内	堺市東区日置荘西町6-2-35	日・木曜は休館 それ以外で会館使用时のみ可能	開館使用时のみ
30	自治会館・地域会館等	東	日置荘西校区地域会館	1階事務所	堺市東区日置荘田中町59-1	会館使用时	会館使用時間内
31	自治会館・地域会館等	東	登美丘西校区地域会館	1階入口付近	堺市東区大美野136-1	会館使用时	9時00分～21時00分
32	自治会館・地域会館等	東	丈六公民館	入口右側のボックスに設置（屋外）	堺市東区丈六416	毎日	24時間
33	自治会館・地域会館等	東	南野田地域会館	会館入口屋外	堺市東区南野田244-1	毎日	24時間
34	自治会館・地域会館等	西	浜寺石津公民館	1階エントランスホール	堺市西区浜寺石津町中4-1-36	月～金（休日・不定休日を除く）可能	8時30分～18時00分
35	自治会館・地域会館等	西	浜寺諏訪森会館	玄関西側壁面（屋外）	堺市西区浜寺諏訪森町西3-197-5	毎日	24時間
36	自治会館・地域会館等	西	浜寺昭和校区自治連合会地域会館	1階受付前	堺市西区浜寺昭和町2-177-5	月～土（休日・不定休除く）	9時00分～17時00分
37	自治会館・地域会館等	西	鳳南地域会館	1階事務室内	堺市西区鳳南町4-444	会館使用时	会館使用时
38	自治会館・地域会館等	西	津久野会館	西側玄関前屋外	堺市西区津久野町3-20-11	毎日	24時間
39	自治会館・地域会館等	西	上野芝町会館	1階玄関前（屋外）	堺市西区上野芝町4-15-5	毎日	24時間
40	自治会館・地域会館等	西	向丘校区地域会館	1階玄関ホール内	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-7-24	会館使用时	会館使用时のみ
41	自治会館・地域会館等	西	家原寺校区地域会館・老人集会所	1階玄関ホール内	堺市西区津久野町1-17-1	会館使用日	会館使用时のみ
42	自治会館・地域会館等	西	平岡校区地域会館	1階入口内の正面	堺市西区堀上緑町1-6-5	月～土（休日を除く）	土 9時00分～11時30分 月、火、水 9時00分～16時00分

	設置施設種別	区域	設置施設名	設置場所	所在地	使用可能日	使用可能時間
43	自治会館・地域会館等	西	福泉東校区地域会館	地域会館 1 階ロビーの南側壁面	堺市西区草部 1 8 0 0 - 1 3	会館使用時	会館使用時
44	自治会館・地域会館等	西	上集会所	1 階、集会所出入口外側左壁面（屋外）	堺市西区上 458-3	毎日	2 4 時間
45	自治会館・地域会館等	南	福泉中央校区自治連合会館	1 階エントランスホール	堺市南区稲葉 1 - 3 1 4 2 - 1	会館使用時のみ	会館使用時のみ
46	自治会館・地域会館等	南	美木多校区地域会館	1 階玄関出入口入って左側	堺市南区美木多上 1 3 5 - 9	会館使用時のみ（不定期）	会館使用時のみ（不定期）
47	自治会館・地域会館等	南	宮山台地域会館	1階中央部の洋室内	堺市南区宮山台 3 - 1 - 1	会館使用時	会館使用時
48	自治会館・地域会館等	南	茶山台地域会館	入口左側	堺市南区茶山台 3 - 2 2 - 1	月～金（休日・不定休日を除く）	9 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分
49	自治会館・地域会館等	南	若松台地域会館	1 階玄関内	堺市南区若松台 2 - 1 - 1	月～土（休日を除く）	9 時 0 0 分～2 1 時 0 0 分
50	自治会館・地域会館等	南	槇塚台地域会館	地域会館 1 階の事務所内の東側	堺市南区槇塚台 3 - 1 - 1 2	月～金	9 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分
51	自治会館・地域会館等	南	晴美台校区地域会館	1 階事務所右入って右側	堺市南区晴美台 1 - 3 0 - 1	月曜日、金曜日	月 9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分 金 1 0 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分
52	自治会館・地域会館等	南	高倉台地域会館	1 階玄関内	堺市南区高倉台 2 - 3 9 - 7 - 1	月・火・木	月、木 1 4 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分 火 9 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
53	自治会館・地域会館等	南	高倉台西校区地域会館（老人集会所）	玄関入って左側	堺市南区高倉台 1-7-1	会館解放時（不定期）	会館解放時間内
54	自治会館・地域会館等	南	三原台地域会館	玄関横	堺市南区三原台 3 - 1 - 3	毎日	2 4 時間
55	自治会館・地域会館等	南	桃山台校区地域会館	1 階エントランスホール	堺市南区桃山台 1 - 2 2 - 2 3	月～金（休日・不定休日を除く）	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
56	自治会館・地域会館等	南	赤坂台地域会館	1 階エントランスホール	堺市南区赤坂台 2 - 5 - 1 5	月～金（休日・不定休日を除く）	月～金曜日 第 1、3、5 土曜日
57	自治会館・地域会館等	南	新檜尾台福祉会館	会館 1 階の玄関ホール南側の壁面	堺市南区新檜尾台 3 - 6 - 1 4	月～土・第 1 日曜日は可能（年末年始は不能）	9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分
58	自治会館・地域会館等	南	城山台地域会館	1 階玄関ホール 入って左側	堺市南区城山台 2 - 2 - 1 9	月～金曜日（休日除く）	9 時 0 0 分～1 0 時 0 0 分
59	自治会館・地域会館等	南	原山台地域会館	1 階玄関	堺市南区原山台 4 - 6 - 7	月～土	9 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分
60	自治会館・地域会館等	南	御池台地区会館	1 階玄関東側壁面	堺市南区御池台 3 - 1 - 3	月～日曜日（8月12日～16日、1月1日～3日は除く）	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
61	自治会館・地域会館等	南	泉北御池台第 3 住宅管理事務所	1 1 号棟の屋外西側壁面	堺市南区御池台 2 - 6 - 3 - 1 1	毎日	2 4 時間
62	自治会館・地域会館等	北	堺市五箇荘校区地域会館	出入口付近	堺市北区新堀町 2 - 1 2 6 - 2	会館の使用時のみ使用可能	会館の使用時のみ使用可能
63	自治会館・地域会館等	北	東浅香山校区自治会館	1 階エントランスホール	堺市北区大豆塚町 1 - 6 0 - 9	会館使用時	会館使用時
64	自治会館・地域会館等	北	新浅香山校区地域会館	1 階受付前	堺市北区東浅香山町 4 - 4 5 - 2	月～金（休日・不定休日を除く）可能	9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分（左記以外も会館使用時は可能）
65	自治会館・地域会館等	北	新金岡校区地域会館	1 階玄関	堺市北区新金岡町 1 - 4 - 4	月～金（休日・不定休日を除く）	9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分
66	自治会館・地域会館等	北	大泉地域会館	1 階入り口南側の壁面	堺市北区新金岡町 5 - 1 0 - 2	会館の使用時のみ使用可能	会館の使用時のみ使用可能
67	自治会館・地域会館等	北	光竜寺校区地域会館	1 階入口付近	堺市北区新金岡町 3 - 7 - 2	会館使用時	会館使用時
68	自治会館・地域会館等	北	中村町会館	1 階事務室内	堺市北区中村町 2 3 9	月・火・木・金曜日	8 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
69	自治会館・地域会館等	北	金岡校区地域会館・老人集会室	1 階事務所内	堺市北区金岡町 1 0 8 9 - 4	毎月第 1 金曜日、第 2 水曜日の定例会議日及び会館使用時	定例会議日 1 9 時 0 0 分～2 0 時 3 0 分、会館使用時
70	自治会館・地域会館等	北	長曽根町自治会館	1 階エントランスホール	堺市北区長曽根町 3 0 1 7 - 1	火、水、木、金、土（休日を除く）	9 時 0 0 分～2 1 時 0 0 分
71	自治会館・地域会館等	北	中百舌鳥町自治公民館	1 階ロビー内	堺市北区中百舌鳥町 5 - 7 9 6 - 1	月～金（休日を除く）	9 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分
72	自治会館・地域会館等	美原	上黒山総合会館	1 階玄関内靴箱の上	堺市美原区黒山 7 8 2 - 1	会館使用時	会館使用時
73	自治会館・地域会館等	美原	平尾自治会 平尾会館	1 階玄関ホール東側の壁面	堺市美原区平尾 2 6 2 7 - 1	月～日（火曜日、年末年始、臨時休館日を除く）	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
74	自治会館・地域会館等	美原	多治井公民館	1階玄関扉の西側の屋外壁面	堺市美原区多治井 3 9 1 - 2	毎日	2 4 時間
75	自治会館・地域会館等	美原	美原南余部住宅集会所	集会場南側側壁 屋外ボックス内	堺市美原区 1 - 1 - 7	毎日	2 4 時間
76	自治会館・地域会館等	美原	小寺第一会場	建物東側の小部屋内（ロック№0 7 2 3）	堺市美原区小寺 8 4 8 - 1	毎日	2 4 時間
77	自治会館・地域会館等	美原	さつき野東集会所（アゼリアホール）	入口玄関内	堺市美原区さつき野東 1 - 5 - 2	会館使用時	会館使用時

堺市消防局「まちかどAED」 登録にご協力ください

貴施設のAEDを「まちかどAED」に登録することで救える命があります



万が一のとき確実に手元に

AEDの情報を堺市消防局で把握し、
119番通報時に情報提供。
自施設での救急事案発生時にも、AED
をより有効に活用できます。

地域貢献・SDGsの 取組として

近隣でAEDが必要な緊急事態が発生した
場合、AEDの貸出しにご協力ください。

登録 方法

コードを読み取るか
「堺市まちかど」で検索

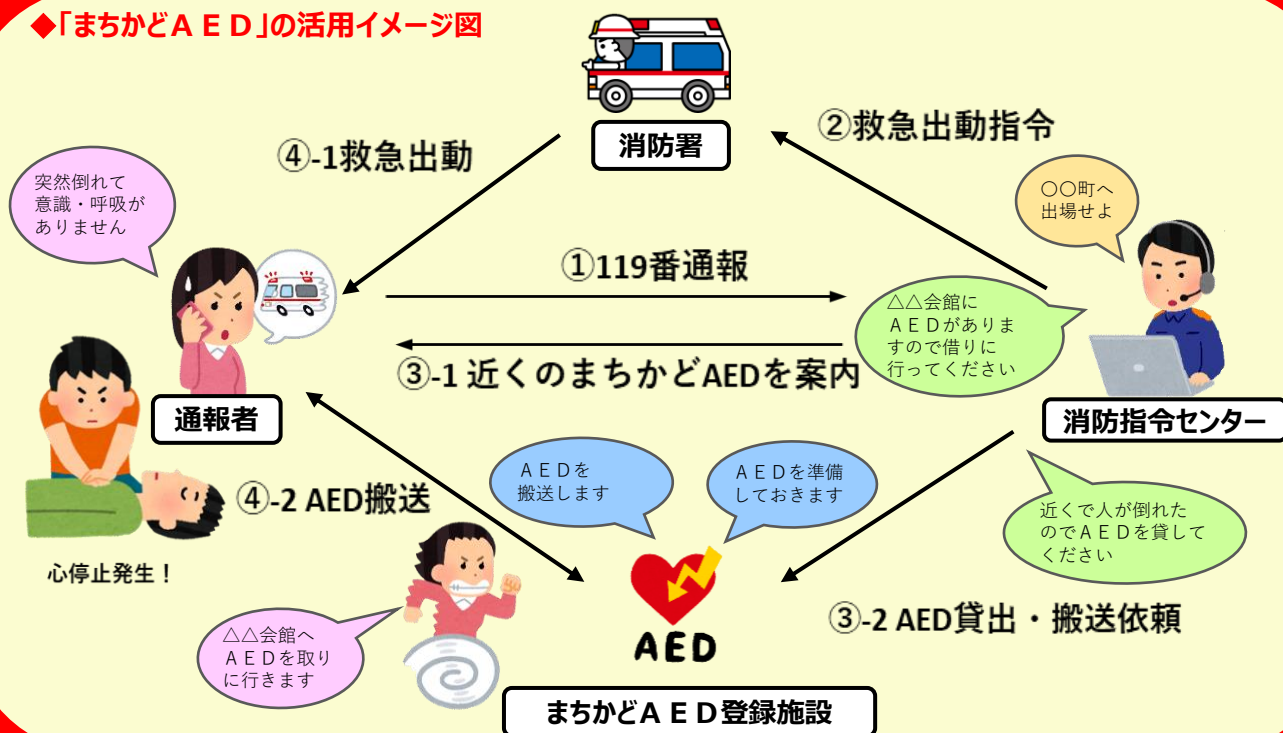


まちかどAEDで
救われた命があります

※奏功事例を紹介しています



◆「まちかどAED」の活用イメージ図



【登録対象】

堺市、高石市、大阪狭山市内で
AEDを設置している施設

【協力内容】

- ①ステッカー・のぼりで建物入口などに標示（任意）
- ②近隣で緊急事態が発生し、求めがあった場合はAEDを施設外へ貸し出す
- ③堺市消防局ホームページ等での登録情報公表

【備考】

- ①AEDを施設外で使用し、交換が必要になった場合は電極パッド・バッテリーを消防局から交付します。
- ②貸出によるAEDの紛失・破損は補償できません。

まちかどAEDとは（地域会館編）

日本はAED先進国（全国で推定約70万台）でありながら、心肺停止事案にAEDが届く割合が著しく低く、多くのAEDが設置されているにも関わらず活用されていないのが実情です。

AEDを必要とする傷病者にAEDが届かない原因としては、①近くにAEDがない
②どこにAEDが設置されているのかわからない ③胸骨圧迫優先のため取りに行く人手が足りない ④AEDを必要とする病態の判断が難しい 等 様々な理由があります。

心停止に陥った傷病者にAEDで電気ショックを行った場合、統計上1分以内なら90%以上、5分以内でも2人に1人が社会復帰しています。しかしながら発生してから救急隊が傷病者の傍に到着するには約10分を要します。

そこで、このような問題を少しでも解決すべく、救命率向上を目的に令和元年10月から「まちかど救急ステーション事業」（いわゆる「まちかどAED」）を開始し、令和7年4月現在で2,600台を超えるご登録をいただいております（堺市消防局ホームページのマップで確認ができます）。

ぜひ貴施設のAEDを「まちかどAED」へご登録いただきますようお願いいたします。

Q. 施設内に設置しており常時使用できないのですが大丈夫でしょうか？

A. 屋外に設置し 2 4 時間使用できるに越したことはありませんが、会館使用时しか使用できない場合であっても登録いただけます。

Q. 会館が閉まっているなどの理由で使えなかった場合法的責任等を負ったりしませんか？

A. 貸し出しについて法的義務などではなく、登録施設の善意で貸し出しいただく取り組みですので、使えない場合があっても問題ありません。

Q. どれぐらいの範囲まで貸し出すのですか？

A. 救急隊の到着時間を勘案してオペレーターが判断し約 1 0 0 ～ 1 5 0 m までの範囲を想定していますが、立地条件や近隣のまちかど A E D 登録状況によって異なります。

Q. 費用負担が増えませんか？

A. 敷地外で使用した場合、消防局からパッドは使い捨てなので都度、バッテリーは次回使用不可となった場合、同等品（新品）を支給させていただきます。

リース契約で交換に費用がかからない場合は支給対象外となりますが、物品が到着するまでの間、消防局より貸し出しを行います（敷地内で使用した場合でも貸し出し可能です）。

Q. 心肺蘇生法を知らないのですが大丈夫ですか？

A. 心肺蘇生法について全く無知だった方が、119 番オペレーターの指示や A E D のアナウンスによって救命されました事案もありました。消防局では救命講習の講師派遣（土日でも可能）を行っており、登録を機に受講される団体も多くあります。

Q. 使い終わった後の A E D は放置されたりしませんか？

A. A E D を使用するような事案は、救急車のほか消防ポンプ車が同時に出場し、救急車は傷病者を乗せ病院へ向かいますが、消防ポンプ車が救急活動の補助を行った後、A E D を使える状態に戻し設置場所に返却いたします（予備パッドが無い A E D の場合は救急課より早急にお渡しに伺います）。